

「中小企業における個人保証等の在り方研究会」の設置について

平成 25 年 1 月
中小企業庁・金融庁

1. 研究会設立の目的

中小企業における個人保証（経営者本人保証）には、中小企業の経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、チャレンジングな事業展開や保証後において経営が窮境に陥った場合に早期の事業再生を阻害する要因となっている等、中小企業の活力を阻害する面もあり、個人保証の契約時及び契約後の再生局面等において様々な課題が存在する。

近年、個人保証制度の在り方について見直しの気運が高まる中、中小企業金融円滑化法の最終延長期限の到来も踏まえ、中小企業支援策としての個人保証制度の在り方について政策的な方向付けが必要である。

以上を踏まえ、中小企業における個人保証等の課題全般を、①個人保証の契約時における課題（個人保証の活用実態や保証・担保に過度に依存しない新しい融資慣行や方法等）と②個人保証の契約後における課題（再生局面等における個人保証の在り方等）の両局面において整理し、中小企業金融の実務の円滑化に資する具体的な政策的出口を検討するため、中小企業庁と金融庁が共同で有識者からなる研究会を設置する。

2. 検討課題（案）

（1）個人保証の「契約時」における課題

- ①個人保証の必要性（代替方法の活用促進）
- ②根保証金額の極小化
- ③企業のライフステージに応じた保証の在り方

（2）個人保証の「契約後（再生局面）」における課題

- ①経営者責任の在り方
- ②保証債務の履行の範囲
- ③税務上の課題（無税償却の適用）
- ④残存保証債務の処理
- ⑤債権者間の調整
- ⑥法人債務との一体処理

（3）各課題の検討内容を踏まえた政策的出口の方向性

3. スケジュールと議題（案）

(第1回)平成25年1月9日(水) 13:00-15:00

- ・ 中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会（平成22年度）の概要報告
- ・ 個人保証の「契約時」における課題の整理

(第2回)平成25年1月22日(火) 10:00-12:00

- ・ 個人保証の「契約時」における政策的出口の方向性の検討

(第3回)平成25年2月7日(木) 10:00～12:00

- ・ 個人保証の「契約後（再生局面）」における課題の整理

(第4回)平成25年2月20日(水) 15:00～17:00

- ・ 個人保証の「契約後（再生局面）」における政策的出口の方向性の検討

(第5回)平成25年3月14日(木) 14:00～16:00

- ・ 個人保証に関する政策的出口の方向性の整理

(予備日)平成25年3月21(木) 14:00～16:00

4. 委員

- ・ 別紙参照
- ・ 事務局 中小企業庁金融課・金融庁監督局総務課監督調査室
- ・ オブザーバー 法務省

(以上)